

防整施第9671号
30.6.15

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

安全保障に係る建設工事等の一般競争入札等の実施について（通知）

標記について、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施等について（防整施（事）第143号。28.3.31）の別紙第2項及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第7項に基づき別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

安全保障に係る建設工事等の一般競争入札等の実施について

1 安全保障上重大な利益の保護のために必要と認める措置

建設工事等（建設工事及び技術業務をいう。以下同じ。）の実施に際し、出入許可を要する防衛施設（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設をいう。）及びその候補地に係る建設工事等の入札・契約手続については、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（防整施第6919号。28.3.31）、建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（防整施第6928号。28.3.31）、建設工事に係る技術業務の契約等におけるプロポーザル方式の実施細則について（防整施第6941号。28.3.31）及び建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（防整施第6923号。28.3.31）によることとするが、競争参加資格の同種又は類似の建設工事等の実績及び入札公告等の官報掲載については、下記により措置されたい。

- (1) 競争参加資格の同種又は類似の建設工事等の実績については、国内における建設工事等の実績に限るものとし、発注する建設工事等が建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の運用について（防整施第7119号。28.3.31）別紙の付紙第1に掲げる施設に係るものである場合には、国内における建設工事等の実績のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したものに限るものとする。
- (2) 予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の建設工事等に係る入札公告等の官報掲載は行わないこととし、防衛省発注機関において掲示及びホームページに掲載のみを行うものとする。

2 その他

本通知の運用に当たり、疑義が生じた場合には、整備計画局施設計画課長と協議するものとする。